



石国保第 703 号

平成29年11月27日

石狩市国民健康保険運営協議会

会長 内田 博 様

石狩市長 田岡 克



石狩市国民健康保険税の改定について（諮問）

平成30年4月1日から市町村が運営してきた国民健康保険は、「北海道国民健康保険」となり、北海道と市町村がともに国保の運営を行い、安定的な財政運営や効率的な事業を実施します。

北海道は、国民健康保険に関する事務の広域化や効率化を推進できるよう統一の方針として「北海道国民健康保険運営方針」を本年8月に策定しました。

この方針では、「北海道国民健康保険」が目指す姿として、財政運営における収支の改善と均衡が示されており、新たな制度における市町村国民健康保険特別会計においては、決算補てん等を目的とする法定外繰入金に関して、解消する取り組みが必要であると明記されています。

本市の国民健康保険特別会計は、恒常的な赤字体質であり、多額の累積赤字を抱える危機的な状況となっています。また、毎年生じる収支不足については、一般会計からの法定外繰入金に依存しており、厳しい国保の運営が市の財政を圧迫しています。

新たな制度では、国民健康保険税等を財源とする「国保事業費納付金」を北海道へ納付することになりますが、北海道が算定した本市の国保事業費納付金は現行の保険税率による保険税収納額では賄えないことが想定され、現行の保険税率を維持しながら運営を続けることは極めて困難な状況にあります。

このような状況を踏まえ、国民健康保険税の改定が必要であることから石狩市国民健康保険運営協議会規則（昭和35年規則第8号）第3条の規定に基づき、貴協議会の意見を求めます。

記

諮問案件

1. 石狩市国民健康保険税の改定について